

堺市上下水道局発注工事における 処分費（スクラップ控除）の取扱いについて（留意）

堺市上下水道局上水道部（※1）では、発注工事における有価処分とする処分費（スクラップ控除）を、下記のとおり取り扱っていますのでご留意ください。なお、この取扱いは、最低制限価格等（※2）の算定方法や算定時の特別な費目の取扱いにおける直近の通知内容に基づいており、その内容から変更はありません。

（※1）工務第一課、工務第二課、配水管理課、維持管理課を指す。

（※2）最低制限価格、調査基準価格、失格基準価格を指す。

記

1. 工事価格の算定時における取扱い

処分費（スクラップ控除）の減算額は、間接工事費及び一般管理费率計算額の対象額としていません。

また、設計書では、処分費（スクラップ控除）を直接工事費とは別に工事価格積上額として、工事価格の算定時には次のとおり取り扱っています。

「工事価格 = 工事原価 + 一般管理費等 + 工事価格積上額〔処分費（スクラップ控除）〕」

2. 最低制限価格等の算定時における取扱い

処分費（スクラップ控除）は「処分費」（直接工事費に分類する）として取扱います。よって、直接工事費から「処分費（スクラップ控除） = 工事価格積上額」を減額した上で、直接工事費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費（4項目）の額に所定の率を乗じることにより最低制限価格等を算定します。

なお、低入札価格調査時にも、同様の処理をした額で調査を実施しています。

3. 下水管布設工事に水道管移設工事が含まれる場合の取扱い

水道管移設工事については上記1、2と同様に取扱います。

（参考）

全体の直接工事費計 = 下水管布設工事（直工） + 水道管移設工事（直工） + 水道管移設工事における工事価格積上額〔処分費（スクラップ控除）〕とし、4項目に所定の率を乗じて最低制限価格等を算定します。

※ 下水管布設工事は直接工事費にスクラップが計上されていますが、スクラップは間接工事費及び一般管理费率計算額の対象額としていません。

<この通知に関する問合せ先（堺市上下水道局）>
・上水道部配水計画課（072-250-9161）
・経営管理部理財課（072-250-9139）